

所有者のいないねこの適正管理の在り方等についての ガイドライン『要綱』

このガイドライン『要綱』は、動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき、環境大臣が定める基本的な指針（基本指針）に即して、市内における施策を推進するために策定するものです。

具体的には、所有者や占有者及び取扱者のいない愛護動物のねこ（以下、所有者のいないねこ、あるいは飼い主のいないねこ）に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為のもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、ねこによる害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要があることをうけて、所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両面を目指すことのできるガイドライン『要綱』を作成するものです。（基本指針より抜粋引用）

第1 名称

本要綱の対象とする事業の名称を、所有者のいないねこの適正管理の在り方対策事業「地域ねこ対策プログラム」とする。

第2 目的

ねこに対する愛護と管理の両面を目指すために必要な事項を定め、地域住民とボランティアと市が協働して、人とねこが共生する地域づくりと、地域環境の向上を図ることを目的とする。

第3 方針

目的を達成するため、次の方針に従う。

- (1) 所有者または占有者あるいは取扱者のいる飼いねこから飼い主のいないねこを出さない。
- (2) 飼い主のいないねこに起因するトラブルを減少させる。
- (3) 当対策を原則として、1.住民及び住民等の組織、2.ボランティアなど、3.市、と三者の協働で行う。

第4 対策

市は不妊去勢手術の実施等により、飼い主のいないねこの増加の抑制を行うため、次の対策に関する支援を行い、地域に根付かせるものとする。

- (1) 地域住民組織などとボランティアなどと市の三者の合意形成と成立の対策。
- (2) 本プログラムの実行と継続の普及啓発と周知の対策。

第5 地区の指定

地域の問題を解決するため、当対策に取り組む地区を「地域ねこ対策プログラム実施地区」として 市 が指定する。

指定地区は原則として下記のほか、 市 部長の規定する別途必要な事項の要件を満たすものとする。（別途必要な事項は「実施細目」）

- (1) 「地区」の範囲が明確であり、対象のねこが把握されていること。
- (2) 活動の構成員に地区の住民等が参加していること。
- (3) 活動組織は本対策の目的を理解し、趣旨に沿った計画の実行を図ること。

第6 主な活動内容

主な活動内容をおおむね下記の事項とし、その他必要な事項を 市 部長が別途規定するものとする。（その他必要な事項は「実施細目」）

- (1) 地域での合意の形成と成立についての活動
- (2) 不妊去勢手術の実行についての活動
- (3) 飼いねこの適正飼養についての活動
- (4) 飼い主のいないねこの管理についての活動
- (5) 対策の周知と浸透についての活動

第7 役割分担

「地域ねこ対策プログラム実施地区」に指定した場所において、ねこの共生活動を推進するにあたっては、住民等の組織や住民、ボランティア、 市 がそれぞれ次の役割を担う。

- (1) 住民等の組織や住民の役割 / 自治会、町会、管理組合等やその他を基礎として地域住民を含む活動組織は、地域の合意形成に向けた会議、集会、広報活動等を行うとともに、飼いねこから飼い主のいないねこを出さない対策と、飼い主のいないねこの管理を行う。（ねこの習性生理本能に基づく「生態の循環」を抑制する管理、及び地域の衛生環境保全の活動。）
- (2) ボランティア等の役割 / 知識・経験等を有するボランティアは、取り組み手法に関する技術の提供のほか、当対策の具体的推進内容について協力、助言を行う。
- (3) 市の役割 / 市は地域住民及び住民組織の合意形成のために行う活動を主体的に支援するとともに、地域のボランティア団体や繁殖制限手術を行う獣医療機関の他、警察、消防、教育等や市内その他の関係機関等との連絡調整を行う他、活動組織に対して普及啓発資材を提供する。

第8 ガイドライン実施細目等の事項

「地域ねこ対策プログラム」の実施に際して、その他の必要な書式あるいは書類などの事項は、 市 部長が「ガイドライン実施細目」等により別途規定するものとする。

所有者のいないねこの適正管理の在り方対策事業

「地域ねこ対策プログラム」実施細目

第1 趣旨

この細目は、所有者のいないねこの適正管理の在り方対策事業「地域ねこ対策プログラム」ガイドライン「要綱」（以下、地域ねこプログラム）の規定に基づき、市 部長が行う事業の実施について必要な事項を定める。

第2 地域ねこ対策プログラム実施地区の指定方法

市民あるいは住民等の組織から、市 部長に推薦があった地区について、所定の調査を行い、部長が決定するものとする。

指定にあたっては、全体の状況を勘案しながら、特定の地区に偏りのないようにすることとする。

第3 指定地区との調整

地区指定事業を開始する前に、当該地区で活動の主体となる町会及び管理組合などの住民組織あるいは土地の管理者、及び住民やボランティアなどの活動組織との調整を行い、地区の現状を詳細に把握して、地区の特性を勘案した事業の方向性を決定し、実施する。

第4 事業の内容

- (1) 専門的な問題への助言・資料提供
- (2) 講習会等の主催
- (3) 「飼い主のいないねこ」の不妊去勢手術の実行支援

第5 事業の期間

地区指定については、指定した日から1年間を原則とし、再指定を行えることとする。助言・資料提供、講習会等の主催は必要に応じて随時行うことのできるものとする。

第6 実施方法

地域ねこ対策プログラム要綱の規定や実施細目等に基づく、「所有者のいないねこの適正管理の在り方」等についての運営マニュアルを、パンフレット、リーフレット、冊子などを用いた「手引書」等に制作し、実施する。

第7 細目の見直し

本細目は、必要に応じて見直しを図る。